

兵高教組 調査情報 2017年7月13日 7号	兵庫県高等学校教職員組合調査部 TEL : 078-341-6745 FAX : 078-351-3185 URL : http://www.hyogo-kokyoso.com mail : honbu@hyogo-kokyoso.com
---------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

夏こそおおいに自主研修を！

県教委は7月12日、「綱紀肅正」に関わって、研修は例年と同様に「自主的・主体的研修を推進すること」という内容を盛り込んだ通知を出しました。高教組は、あらためて県教委が研修を奨励する立場であり、研修の形式も変わりのないことを確認しましたので、これまでの県教委と研修をめぐる経緯を紹介します。

教特法は、教育公務員の職責遂行のため、研修の権利と機会の保障を定めています。この夏、教員としての力量を高め、生徒に還元できるように、色々な機会を活用しながら積極的に研修を取得し、おおいに研究と修養に励みましょう！

教育公務員特例法(抜粋)

第21条(研修) 教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。

2 教育公務員の任命権者は、教育公務員の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。

第22条(研修の機会) 教育公務員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。

2 教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。

管理職は自宅も含め自主研修を奨励する立場に立つべきです

高教組と県教委との確認事項

高教組は、県教委と研修について以下のよう確認しています。

1. 教育委員会は、教員の研修を奨励する立場にある。夏季休業中はその絶好の機会として捉え、積極的に活用する。
2. 研修場所を自宅で行う場合は、合理的な理由を示し、校長が県民に説明できるようにする。
3. 研修報告については、
 - ① 成果物は必ずしも必要ではない。
 - ② 1～2行では困るが、常識的な分量で良い。書くのに1時間以上もかかるようなものはふさわしくない。
 - ③ 日時、場所、内容が読めば分かるように書かれていればよい。

「自宅ではいけないとは言っていない」(教育次長、2008年確定交渉)

「自宅研修は認めない」とする一部校長がいます。根拠は、2002年7月4日付けの文科省通知です。通知では「自宅で研修を行う必要性の有無について適切に判断すること」とされています。これについて、当時の県教委は「通知を参考資料として各学校に下ろす。通知を見れば、自宅研修が認められないなどとなっていないことがはっきりする」と回答し、08年の確定交渉で、教育次長が「自宅で研修をしてはいけない」ということを私たちが言っていることは無い」と県教委の立場を明確にしています。

また、県教委は、今年度(2017)年度も校長会で、自宅研修を絶対認めないとはしないようにと指導すると言っています。

監査委員会は研修を抑制しない

高教組が2008年に監査委員会事務局と懇談した際、以下のことを確認しています。

研修を抑制する意図はない

監査を通じて、研修を抑制的に運用させようなどという意図は一切無い。監査はあくまでも、現行制度を守り、適正に運用されているかどうかを確認する趣旨。

自宅で研修の必要性を問題にすることは無い

自宅で行う必要性について、校長が適正に承認したのであれば、それを問題にすることは無い。

校長が承認した研修計画に踏み込まない

「計画がふさわしくない」などと、校長が適正に承認した研修計画に踏み込むことなどあり得ない。

研修報告書は分量の問題ではない

研修報告書については、分量が多いか少ないかの問題ではない。監査で指摘するのは、校長が承認した研修を適切に実施したことが伝わらないような場合である。

移動時間も準備時間も、研修のための時間

2008年、県立図書館で研修した教員に、「勤務時間から開館までの1時間は研修をしていない」と、1時間分の給与返還を求める住民監査請求が出されました。

県教委は、「研修場所への移動に要する時間については、当然、*職務専念義務が免除される時間に含まれるものである」としています。また、県教委は、「施設等で研修を行う際には、学校への往復の時間を費やすより自宅で研修を行う方が合理的な場合

もあり、施設等の開館時間以外は学校にいる必要があるとの指導は行っていません。監査委員会は、「自宅での研修の準備」という表現で、この妥当性を認定しています。

この監査請求に対して、監査委員会は「理由がない」として、退けています。

*兵庫県は「研修」を「職務専念」の扱いとしています。

堂々と研修をして、授業・教育現場の課題解消につなげましょう！

研修は専門教科に限定されていません

研修の対象について、県教委は、「教員の職務に密接に関係する内容で、自分の専門教科に限定されるものではない」としています。

教育現場には、様々な課題が山積し、ており、専門教科に限定されない研修の重要

性が高まっています。

堂々と研修権を行使しましょう！

高教組は、教員としての力量を高めるために、休暇とは明確に区別をして、研修権をしっかりと根付かせる取り組みを改めて呼びかけます。

※全国での研修の一例を高教組HPでも紹介させて頂きました。是非、ご覧下さい。

ゆっくりと休養もしましょう(夏季休暇5日)

6月から9月までの4ヶ月間に5日間の夏季休暇が取得できます。1日、半日、あるいは1時間単位で取得できます。

年休簿には「特休」として、理由欄に「夏季休暇」と記載すれば取得できます。リフレッシュもして、2学期に備えましょう！